

忠岡町 子ども・子育て 応援プラン2020

(第2期子ども・子育て支援事業計画)

概要版



計画の策定にあたって

1 計画策定の社会的背景

本町では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年に「次世代育成支援対策推進行動計画（前期）」を、平成22年に「次世代育成支援対策推進行動計画（後期）」を策定し、子育て支援施策や教育・保育事業の充実に努めてきました。また、平成27年には、子ども・子育て支援法に基づき「忠岡町子ども・子育て応援プラン2015（第1期計画）」を策定し、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めることで教育・保育事業に対するニーズに応えていくための体制づくりを進めてきました。

そしてこのたび、第1期計画の改定時期を迎え、策定後の「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」「子育て安心プラン」の内容や方向性を踏まえる必要があるとともに、さらなる少子化の進行や女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するため、『忠岡町子ども・子育て支援事業計画』の第2期計画（令和2年度～令和6年度）を策定します。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める市町村計画です。
- 本計画には、「改正次世代育成支援対策推進法」第8条第1項において、市町村の努力義務として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含します。ただし、他の計画において進行管理している施策・事業の一部を除きます。
- 本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に記載する「子ども・若者計画」の内容も包含するものとします。

3 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とします。
ただし、子ども人口の推移や事業の進捗状況等により、計画期間内に一部事業を見直すこともあります。

事業名	概要	見込量（年）
地域子育て支援拠点事業	就学前の子どもとその保護者を対象に、様々な行事や育児相談、サークル活動の支援、交流等を実施します。	延べ利用人数 約1,700人 (令和6年度)
一時預かり事業	幼稚園や保育所において一時的に乳幼児を預かり、必要な保護を実施します。今後は未就園児の一時預かりニーズが増加すると予想されることから、公立のこども園化に際して検討を行います。	幼稚園における 預かり保育 延べ約3,600人 (令和6年度)
病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院や保育所等の専用スペースで一時的に保育を実施します。平成31年4月開園のピープル忠岡チャイルドスクールにおいて、町内初となる病児保育を実施しています。	延べ560人程度
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業ですが、忠岡町では現在実施していません。	事業の導入について 検討していきます。
利用者支援事業	類似事業として、地域子育て支援拠点事業として、地域子育て支援センターを民間のチューリップ保育園、ピープル忠岡チャイルドスクールに委託して開設しています。保健センターにおいて、忠岡町母子健康包括支援センターを平成29年度から開設しています。令和5年度以降、公立のこども園が開園すれば町内に4つの拠点が出来る見込みです。	設置か所数 4か所
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査用受診券等を発行します。	延べ健診回数 1,300回程度
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握や情報提供等を行います。	100人強
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。	20人弱

計画の点検・評価・改善

本計画（Plan）を総合的・効果的に推進するため、毎年、関係課による計画の実施（Do）状況の把握・点検（Check）を行うとともに、忠岡町子ども・子育て会議での報告・審議を行います。社会情勢の変化や審議の状況により、見直し・改善（Action）を行います。

計画の施策体系・基本理念

基本目標 1 子どもの人権の尊重と未来を担う人づくり

施策 1-1 子どもの人権の尊重	(1) 人権意識の醸成 (2) 児童虐待・DV 防止対策及び対応の充実 (3) 子どもに対する相談支援体制の充実
施策 1-2 心身を健やかに育む 子育て環境の充実	(1) 家庭や地域の教育力・社会力の向上 (2) 就学前・学校教育環境の充実 (3) 次世代を担う若者の自立支援 (4) 子どもの豊かな体験機会の充実 (5) 有害環境対策の推進

基本目標 2 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり

施策 2-1 親子の健康づくり支援	(1) 親子の健康の確保 (2) 食育の推進 (3) 思春期からの健康づくり支援 (4) 小児医療・予防の充実
施策 2-2 子育てに関する意識啓発及び 相談・情報提供体制の充実	(1) 子育ての楽しさ・大切さ意識の醸成 (2) 次代の親としての意識の醸成 (3) 子育てに関する相談体制・情報提供体制の充実
施策 2-3 仕事と子育て調和推進	(1) 地域の子育て支援事業の充実

基本目標 3 子どもを安心して育てることができる環境づくり

施策 3-1 子育て家庭への支援の充実	(1) 地域における多様な交流の促進 (2) 地域子育て支援活動の育成・支援
施策 3-2 援助の必要な家庭や 児童への支援	(1) ひとり親家庭の自立支援の推進 (2) 障がいのある子どもとその家庭に対する支援 (3) 子どもの貧困対策
施策 3-3 安全・安心な環境づくり	(1) 親子にやさしいまちづくりの推進 (2) 交通安全、防犯・防災対策の推進

みんなで子育て、
親も子も地域も
笑顔輝く忠岡



子ども・子育て支援制度に基づく目標設定

児童人口の推計

本町では、総人口、児童人口ともに減少が続き、出生数を年間 100 人強と想定し、計画の対象となる児童人口（18 歳未満）の推計を行いました。



幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

(単位: 人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1号認定	133	126	126	126	127
	2号認定	230	219	219	219	220
	3号認定	152	153	153	153	153
確保方策	1号認定	299	299	299	144	144
	2号認定	255	255	255	252	252
	3号認定	164	164	164	185	185

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

事業名	概要	見込み量 (年)
延長 (時間外) 保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等において保育を行います。	160 人程度
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供します。	低学年: 100 人強 高学年: 10 人程度
子育て短期支援事業	ショートステイ事業: 保護者の疾病・出産・看護・事故等で子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設等において一定期間 (おおむね 1 週間) 預かり、養育・保護を行う事業 トワイライトステイ事業: ひとり親などの保護者が仕事等により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、児童福祉施設等において生活援助を行う事業	ショートステイ 20 人程度